

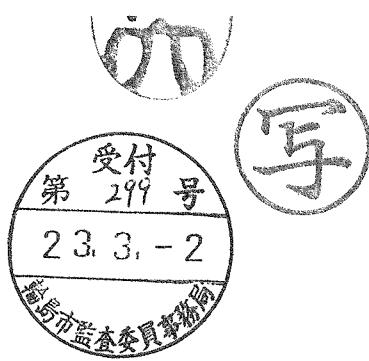
輪島市監査公表第 15 号

輪島市長より、平成23年1月24日付け発輪監査第265号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年3月7日

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄



取扱総第 137 号

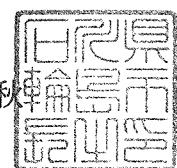
平成 23 年 3 月 1 日

輪島市監査委員 向 憲 龍 様

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄 様

輪島市長 梶

文



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 門前総合支所 総務課
監査執行年月日 平成22年12月24日

監査の結果	措置の内容	措置状況
①地元イベントへの協力について 総務課では、他課からの動員とともにこれまで数多くの伝統的イベントを担ってきたようである。本市全体が過疎化、少子高齢化が著しく、行政に様々な担い手を求められるのは当然のことであるが、まちづくりの中心には住民の積極的な参画が重要である。今後は、地元の各種団体、住民等の民間活力を大いに引き出し、民間主体に移行するのが望ましいイベントは、その方向に進めていくことを検討する必要があるのではないかと思われる。総務課職員としては、そのために惜しみなく実施団体を支援する立場であっていただきたい。	種々のイベント内容を精査し、各種関係団体と協議しながら民間主体へ移行すべきか判断するとともに、住民の積極的な参画を図るよう努めてまいります。	措置方針等